

日本の信託 2012



〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル6階
TEL. 03-3241-7135
<http://www.shintaku-kyokai.or.jp>

本資料は、信託制度の概要や信託業界の動向等を紹介し、
信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別
の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

平成24年7月発行



信託機能の一層の活用による 経済・社会への貢献

信託業界では、高まりつつある寄附のニーズに応えるため、公益法人、認定特定非営利法人（認定 NPO）等への寄附を仲介する「特定寄附信託」の取扱いを開始しました。また、後見制度をご本人の財産管理面でバックアップさせていただく「後見制度支援信託」についても平成 24 年 2 月より取扱いを開始しました。

今後も、少子高齢化、世代間扶養等、さまざまな社会的課題に対応し、わが国の社会、経済に貢献できる新たなサービスや商品の開発、提供に努めてまいります。

信託の健全かつ着実な 発展へ向けて

信託は、受託者に対する委託者・受益者からの高い信頼を前提として成り立つ制度であり、信託の担い手である受託者にはこれに応え、高度な専門性を発揮することが求められています。

信託協会では、高まる信託への期待に応えるべく、新たなニーズを反映した規制改革や税制改正に関する要望を積極的に発信する等、信託制度の利便性向上と健全かつ着実な発展に向けて、一層注力するとともに、中国をはじめとするアジア諸国との間で、信託制度の相互理解に向けた交流や研究を推進してまいります。



目次

1	信託の仕組み	3
2	信託兼営金融機関と信託会社等の概要	4
	信託業の担い手 信託兼営金融機関、信託会社、グループ企業内の信託、 技術移転機関(承認 T L O)	
	信託サービスの利用者の窓口 信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店、 金融商品取引業者	
3	信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)	5
4	主な信託商品等	6
	1 個人向け	7
	金銭信託 投資信託 不動産業務 家族信託、相続関連業務	
	2 法人向け	9
	年金信託 ESOP信託 資産流動化の信託 財産形成信託 知的財産権の信託 排出権の信託 担保権の信託(セキュリティ・トラスト) 有価証券の信託 受益証券発行信託 証券代行業務 不動産業務	
	3 公益・福祉	13
	公益信託 特定寄附信託 特定贈与信託 後見制度支援信託	
5	信託業界・協会を巡る動向	16
	1 主な出来事	16
	税制改正要望 規制・制度の改革に関する提案 「確定拠出年金(企業型)の統計概況」を公表 リーフレット「特定寄附信託」、「後見制度支援信託」の発行 第87回信託大会の開催	
	2 信託業界のあゆみ	19
	3 信託業界の動き	20
6	信託協会の概要	21
	1 目的および事業	21
	2 組織	21
	3 信託協会加盟会社一覧(平成24年7月1日現在)	22

1 信託の仕組み

信託とは、『委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする』制度です。

このように信託では、相手への信頼が前提となっており、それだけに受託者には、信託法、信託業法において、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった厳しい義務が課せられています。

受託者の義務

●善管注意義務

受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければなりません。

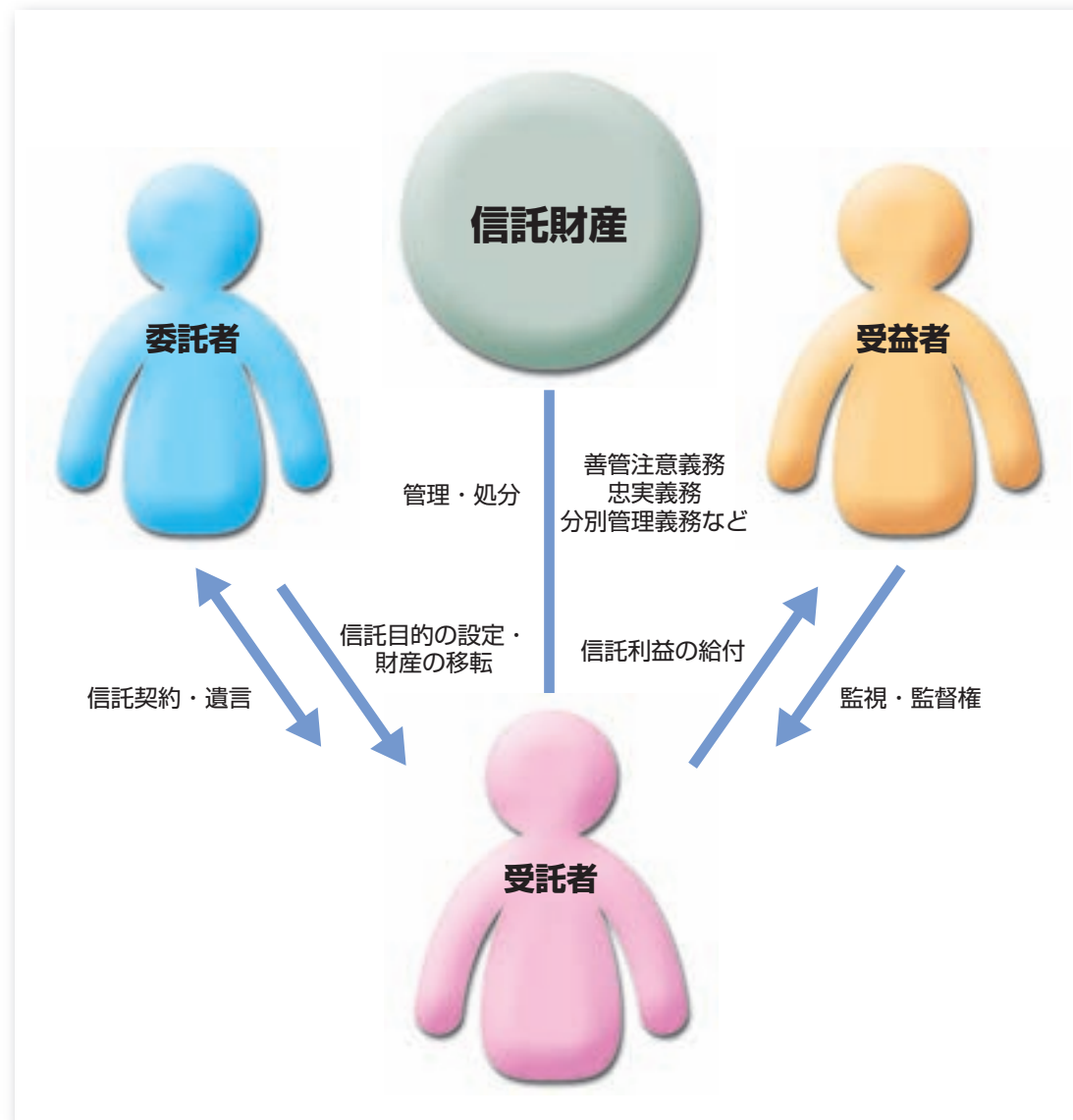
●忠実義務

受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。

●分別管理義務

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者の個人財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

■信託の仕組み



2 信託兼営金融機関と信託会社等の概要

▶ 信託業の担い手

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関 注1	銀行法（設立） 兼営法（信託業務の認可） 注2	免許 注2	銀行等の金融機関	20億円 注2	2,500万円	信託業務 併営業務 銀行業務
運用型信託会社 （運用型外国信託会社を含む） 注3	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼業業務
管理型信託会社 （管理型外国信託会社を含む） 注3	信託業法	登録 （3年毎に更新）	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼業業務
グループ企業内の信託	信託業法	届出	会社	—	—	同一の会社集団が保有する資産の管理
技術移転機関 （承認TLO）	信託業法	登録	法人	—	1,000万円	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け

■信託銀行等の店舗の設置状況（平成24年3月末現在）

（単位：店舗）

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
店舗数	5	5	248	9	28	170	12	5	502

（注）本表は、信託銀行および都市銀行の信託業務を営む店舗数です。これ以外に地方銀行等（891店）が信託業務を営んでいます。

▶ 信託サービスの利用者の窓口

信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店

■設置状況（平成24年3月末現在）

（単位：行・金庫・組合・社・人、店舗）

業 態	代理店数		取扱店舗数	
	業 態	代理店数	取扱店舗数	
法 人	信 託 銀 行 ・ 都 市 銀 行 等	9	1,728	
	地 方 銀 行	60	1,666	
	第 二 地 方 銀 行	26	706	
	信 金 中 金	1	19	
	信 用 金 庫	53	931	
	商 工 中 金	1	95	
	信 用 組 合	1	1	
	信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	15	26	
	農 業 協 同 組 合	57	300	
	計	223	5,472	
個 人	事 業 会 社 等	44	806	
	個 人	4	4	
合 計		271	6,282	

金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者は、信託受益権の販売を行うことができます。

信託受益権の販売は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業または登録金融機関業務として規制されています。

注1 信託兼営金融機関には、信託銀行、都市銀行、地方銀行等があります。

注2 銀行以外の金融機関の設立、免許、組織形態および最低資本金の額は、それぞれの根拠法によります。

注3 平成24年6月末現在で、運用型信託会社7社、管理型信託会社8社が営業しています。

3 信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数）

▶ 信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数）（3月末現在）

（単位：兆円）

機 能 別 分 類	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
資産運用型信託 注2	153.2	112.7	104.0	110.7	116.9
金銭信託	75.2	36.5	25.8	26.8	28.3
年金信託	37.4	34.9	33.4	34.8	33.8
金銭信託以外の金銭の信託	1.5	1.9	1.4	1.6	2.2
有価証券の信託	38.8	36.4	39.8	43.8	48.9
包括信託	—	2.8	3.3	3.5	3.4
資産管理型信託 注3	504.4	543.9	574.1	574.8	561.6
金銭信託	66.0	88.0	101.1	96.7	93.9
年金信託	47.8	45.0	43.5	43.0	42.6
投資信託	100.7	98.0	102.2	106.1	103.0
金銭信託以外の金銭の信託	13.3	11.2	10.7	9.9	10.2
再信託	276.4	235.4	249.1	252.4	245.3
包括信託	—	66.0	67.2	66.4	66.3
資産流動化型信託 注4	66.7	66.7	63.5	59.9	60.0
金銭債権の信託	40.4	39.6	37.2	34.5	34.4
不動産の信託	26.0	26.4	25.8	24.9	24.9
その他とも合計	796.8	743.7	761.3	767.3	761.1

（注）1. 平成21年3月末の計数より、「資産運用型信託」および「資産管理型信託」の内訳に「包括信託」を設けています。これは、これまで「その他とも合計」の「その他」に含まれていたものの一部を信託の機能に応じて再分類したものです。
2. 「包括信託」とは、金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託するものです。

注1 本表の計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数です。また、機能別分類の内訳には、主な信託商品を掲載しています。

注2 資産運用型信託とは、受託者（信託銀行等）が自らの裁量により資産を運用する信託をいいます。

注3 資産管理型信託とは、受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいいます。なお、再信託とは、信託銀行が委託者になったものをいいます。

注4 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいいます。

4 主な信託商品等

▶ 1 個人向け

● 金銭信託

P7

● 投資信託

<窓口販売>

P7

● 不動産業務

<併営業務>

P7

● 家族信託

P8

● 相続関連業務

<併営業務>

P8

▶ 2 法人向け

● 年金信託

P9

● ESOP信託

P9

● 資産流動化の信託

P10

● 財産形成信託

P10

● 知的財産権の信託

P11

● 排出権の信託

P11

● 担保権の信託

（セキュリティトラスト）

P11

● 有価証券の信託

P11

● 受益証券発行信託

P12

● 証券代行業務

<併営業務>

P12

● 不動産業務

<併営業務>

P12

▶ 3 公益・福祉

● 公益信託

P13

● 特定寄附信託

P14

● 特定贈与信託

P14

● 後見制度支援信託

P15

（注）1. この他に、信託兼営金融機関では、預金、貸出、為替、保険の販売など銀行の業務も取扱っています。
2. 以下、本冊子での「信託銀行等」は「信託兼営金融機関および信託会社」をいいます。
3. 取扱商品、取扱業務の後のページ番号は、本冊子での説明ページです。

1 個人向け

▶ 金銭信託

金銭信託には、いろいろな種類があり、目的に合わせて利用されています。

例えば、元本補てん契約付の合同運用指定金銭信託（一般口）や運用実績に応じて収益金が支払われる実績配当型の金銭信託があり、顧客のニーズに応じた貯蓄手段として、広く利用されています。

▶ 投資信託

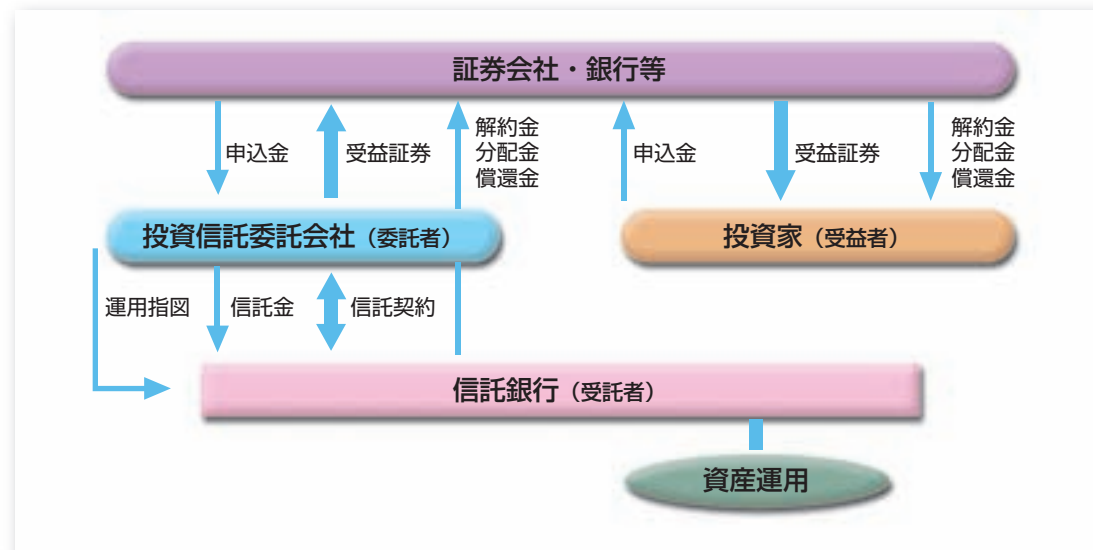
投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって有価証券や不動産などに運用し、その運用成果を投資家に分配する信託です。

信託銀行は受託者として、財産管理機能を発揮して投資信託財産の管理を行っています。

また、信託銀行をはじめ各種金融機関は、顧客の資産運用のニーズの多様化に対応するため、投資信託の窓口販売を行っています。

なお、投資信託の受託残高は、103 兆円（平成 24 年 3 月末現在）となっています。

● 投資信託（委託者指図型）の仕組み



（注）投資信託には、投資信託委託会社が受託者である信託銀行に運用指図を行う「委託者指図型投資信託」と信託銀行が自らの裁量で運用を行う「委託者非指図型投資信託」があります。

▶ 不動産業務

信託銀行は、住宅や店舗・ビル等の売買・賃貸借の仲介、不動産会社との提携によるマンション・住宅の分譲等、さまざまな不動産業務を展開しています。

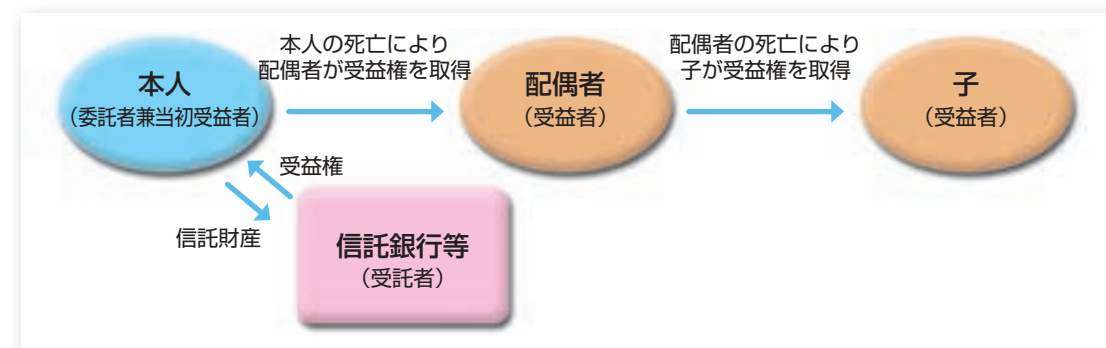
また、専門スタッフを多数擁し、全国に広がる店舗を駆使してサービスの提供に努めています。

▶ 家族信託、相続関連業務

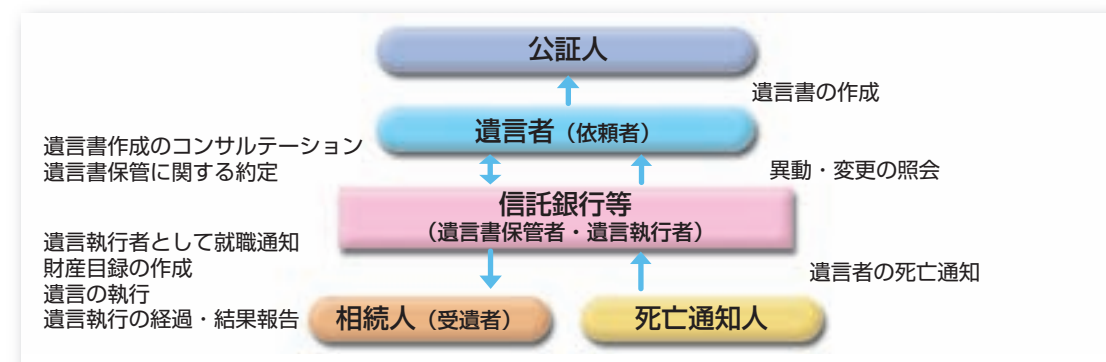
高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、家族信託や相続関連業務が期待されています。

信託銀行等では、このようなニーズに応じて、例えば、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の子・配偶者などを受益者とする『遺言代用の信託』、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者を、配偶者の死亡後はさらに本人の子を連続して受益者とする『後継ぎ遺贈型の受益者連続信託』といった家族信託のほか、遺言書の保管から財産に関する遺言の執行までを行う『遺言信託業務』、相続財産目録の作成や遺産分割手続き等を行う『遺産整理業務』といった相続関連業務を行っています。

● 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託のイメージ



● 遺言信託業務の仕組み



■ 相続関連業務の実績の推移（3月末現在）

（単位：件）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
遺言書の保管件数	61,644	65,612	68,911	72,333	75,975
保管のみ	7,574	7,175	6,142	5,948	5,820
執行付	54,070	58,437	62,769	66,385	70,155
遺産整理	2,735	2,695	2,699	2,951	3,147

（注）遺言書の保管件数は年度末現在の計数、遺産整理の計数は年度中の実績です。

2 法人向け

確定給付企業年金

確定給付企業年金は、将来にわたって約束した給付を支給する企業年金制度です。確定給付企業年金には、規約型企業年金と基金型企業年金があります。

確定拠出年金

確定拠出年金は、従業員（委託者）の指示による積み立て期間中の運用の成果により、将来受け取る給付額が変動する制度です。確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金があります。

注1 受託件数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上しています。

注2 本表の受託残高は時価ベースです。

注3 件数は厚生年金基金が基金数、確定給付企業年金が制度数、確定拠出年金が規約数です。

注4 確定給付企業年金の件数および残高は、規約型および基金型の合算値です。

▶ 年金信託

企業年金制度は、民間企業や団体が従業員に対して、退職後の所得を保障する目的で独自に行う年金制度で、上場企業の多くが採用しています。

信託銀行では、厚生年金基金信託、確定給付企業年金信託および確定拠出年金信託を取り扱っており、年金資産の管理・運用を行うとともに、加入者・受給者の管理、年金数理計算、給付金の支払いなどを行っています。

なお、年金数理計算を行う専門スタッフとして、年金数理人 178 人、アクチュアリー 185 人（平成 24 年 3 月末現在）を擁しています。

また、自営業者等の老後の所得保障の充実を目的とした国民年金基金制度に基づき、信託銀行では国民年金基金信託も取り扱っており、受託残高は 2 兆 5,851 億円（平成 24 年 3 月末現在）となっています。

● 企業年金の受託概況（平成24年3月末現在）

（単位：件、億円）

厚生年金基金

【信託】 件数 445件
残高 245,355億円

【生保】 件数 132件
残高 23,589億円

577件 268,945億円

確定給付企業年金

【信託】 件数 3,859件
残高 334,847億円

【生保】 件数 10,741件
残高 114,872億円

【JA共済連】 件数 391件
残高 3,687億円

14,991件 453,407億円

確定拠出年金（企業型）

件数 4,136件
残高 59,763億円

4,136件 59,763億円

▶ ESOP信託

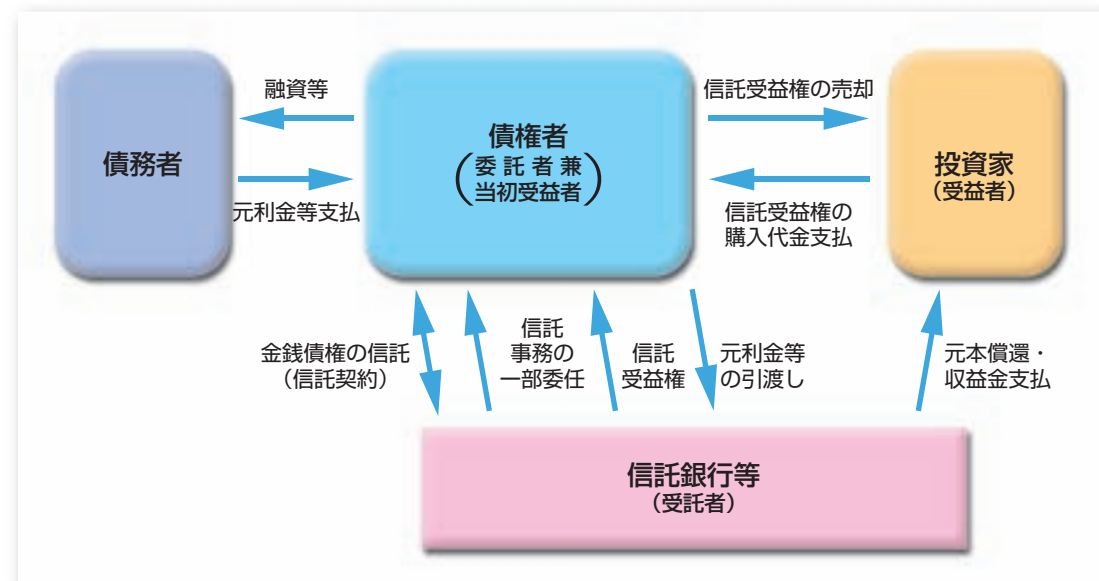
近年、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に信託スキームを活用した「ESOP 信託」が注目されています。この信託には、退職者等に自社株を付与する「退職給付型」や従業員持株会の仕組みを発展させた「持株会型」があり、従業員の福利厚生制度の充実などに寄与しています。

▶ 資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関、企業の財務の改善や資金調達の方法として利用されています。主なものとしては、金銭債権の信託や不動産の信託があり、受託残高は 60 兆円（平成 24 年 3 月末現在）となっています。

このうち、金銭債権の信託には、企業が保有する売掛債権を信託する売掛債権信託、金融機関が保有する住宅ローン債権等の貸付債権を信託する貸付債権信託、リース・クレジット会社が保有する債権を信託するリース・クレジット債権の信託などがあります。

● 金銭債権の信託の仕組み

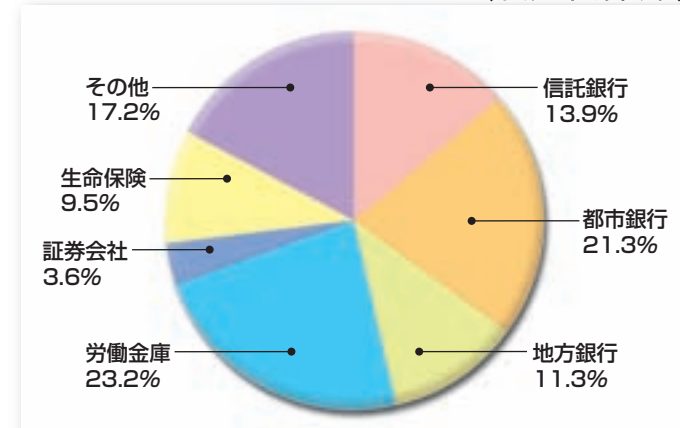


▶ 財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした勤労者財産形成促進制度に基づき、信託銀行では、財産形成信託、財産形成年金信託、財産形成住宅信託等を取り扱っています。

● 財産形成貯蓄取扱金融機関別シェア

（平成24年3月末現在）



知的財産権の信託

知的財産権の信託は、権利侵害からの保護、効率的な管理および資金調達のための手段として特許権、著作権などの知的財産権を信託するもので、例えば、企業が保有する特許権の一括管理を目的とした特許権の信託などがあります。

排出権の信託

地球温暖化問題への対応として、温室効果ガス削減の取組みが行われている中で、排出権の活用が期待されています。

排出権の信託は、排出権の取得・管理・処分を円滑に行うことを目的としたものです。

例えば、大量の排出権を保有する企業が排出権を信託銀行等に信託し、排出権の需要のある企業に対して小口化した信託受益権を譲渡するスキームや、排出権の購入を希望する企業が金銭を信託銀行等に信託し、信託銀行等が購入した排出権を当該企業に対して提供するスキームなどがあります。

担保権の信託(セキュリティ・トラスト)

担保権の信託は、担保権の管理を目的として、信託を担保権設定の方法で設定するもので、シンジケートローンなどにおいて利用されています。

担保権の信託の仕組み

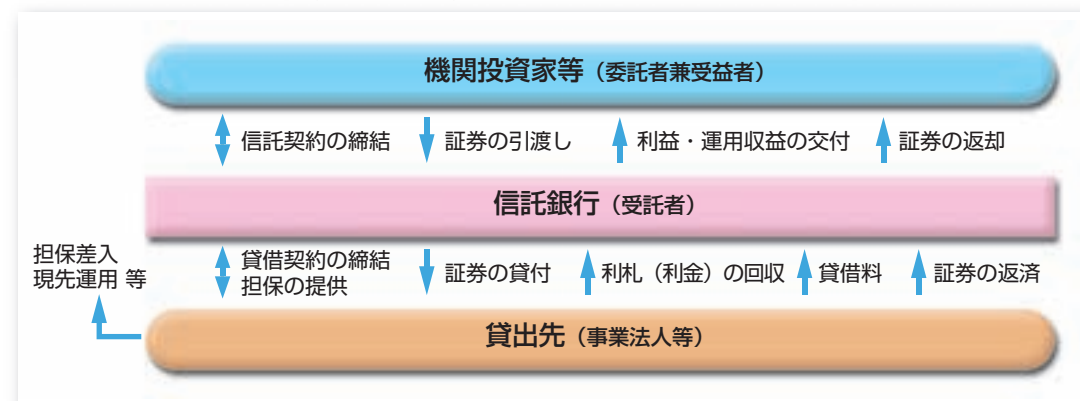


有価証券の信託

有価証券の信託は、信託の引き受けの際の信託財産が有価証券である信託で、受託残高は 64 兆円（平成 24 年 3 月末現在）となっています。有価証券の信託には、委託者の目的により、有価証券の貸付運用（レポ取引）等によって収益をあげることを目的とした『運用有価証券信託』、有価証券の利息・配当金・償還金の取立てや新株の払込みなどの管理を目的とした『管理有価証券信託』などがあります。

最近では、退職給付信託のほか、企業が役員・従業員に対して、あらかじめ定められた価格で自社株を購入できる権利を与えるストック・オプション制度といった多様なスキームに利用されています。

運用有価証券信託(賃貸借型)の仕組み



受益証券発行信託

受益証券発行信託は、受益権を表示する有価証券（受益証券）を発行する信託で、例えば、貴金属を信託財産とする内国商品現物型 ETF や、ETN（指数連動証券）を信託財産とする有価証券信託受益証券として利用されています。

証券代行業務

信託銀行は、株式発行会社の委託を受け、株主名簿の管理をはじめ多様な株式事務を円滑に行っています。わが国の上場会社 96.4%（平成 24 年 3 月末現在）の株式事務を受託しているほか、外国会社の株式事務も受託しています。

証券代行業務取扱状況の推移(3月末現在)

		(単位：社、千人)				
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
会 社 数		7,469	6,893	6,480	6,427	6,228
株 主 数		49,608	50,853	51,076	52,558	52,560

不動産業務

信託銀行は、不動産の仲介や分譲のほか、企業が保有する不動産の活用のためのコンサルティング、不動産の管理等の幅広い不動産業務を行っています。

また、信託銀行では、不動産鑑定評価の業務も行っており、不動産鑑定士および不動産鑑定士補 620 人（平成 24 年 3 月末現在）を擁しています。

退職給付信託

退職給付信託は、企業が保有する有価証券等を退職給付にあてるために信託し、信託銀行がその有価証券等を当該企業の従業員および退職者のために管理する信託です。

3 公益・福祉

公益信託の税制

公益信託のうち、一定の要件を満たすものを「特定公益信託」といいます。
また、特定公益信託のうち、一定の信託目的を有するものとして主務大臣の認定を受けたものを「認定特定公益信託」といいます。
それぞれに金銭を出捐した場合には税制上の優遇措置があります。

〔拠出金の税制上の取扱い〕

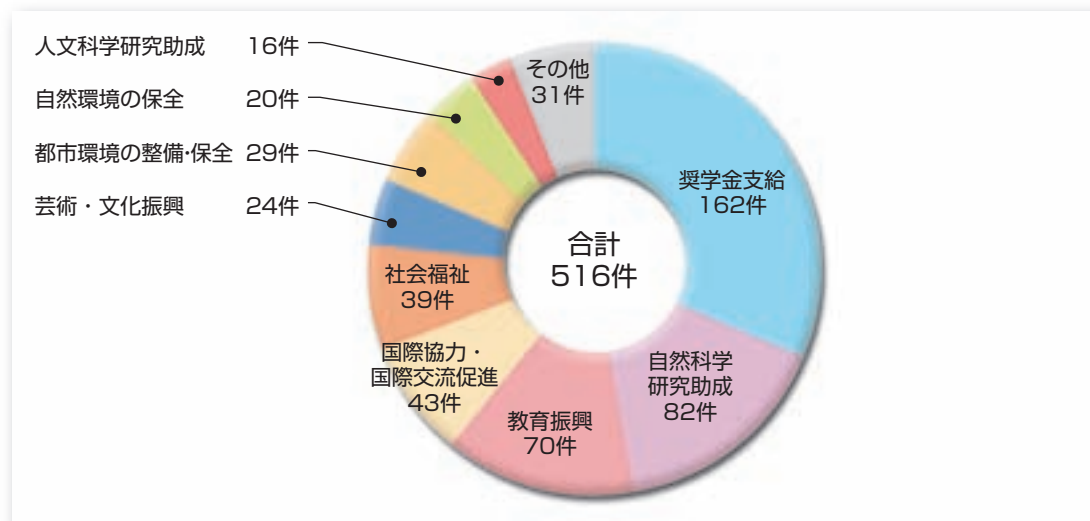
委託者	特定公益信託	認定特定公益信託
個人（相続財産）	—	寄附金控 相続税非課税
法人	一般寄附金として損金算入	別枠損金算入

▶ 公益信託

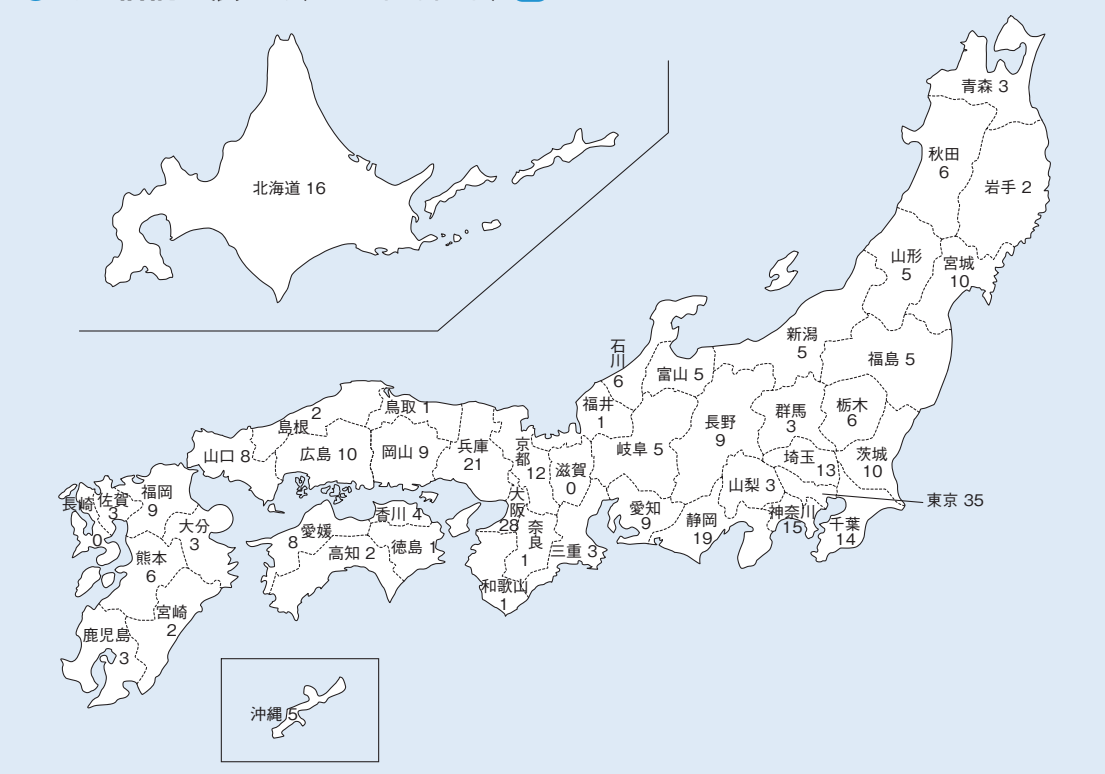
公益信託は、奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉等の公益活動の助成を目的として、個人や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託するもので、一定の要件を満たす公益信託には税制上の優遇措置が講じられています。

なお、受託件数は 516 件、受託残高は 603 億円（平成 24 年 3 月末現在）となっています。

● 公益信託の受託件数（平成24年3月末現在）



● 公益信託の広がり（平成24年3月末現在）注



注 公益信託全体 516件
（全国ベース 169件
都道府県ベース 347件）

この図では都道府県ベースのものを示しています。

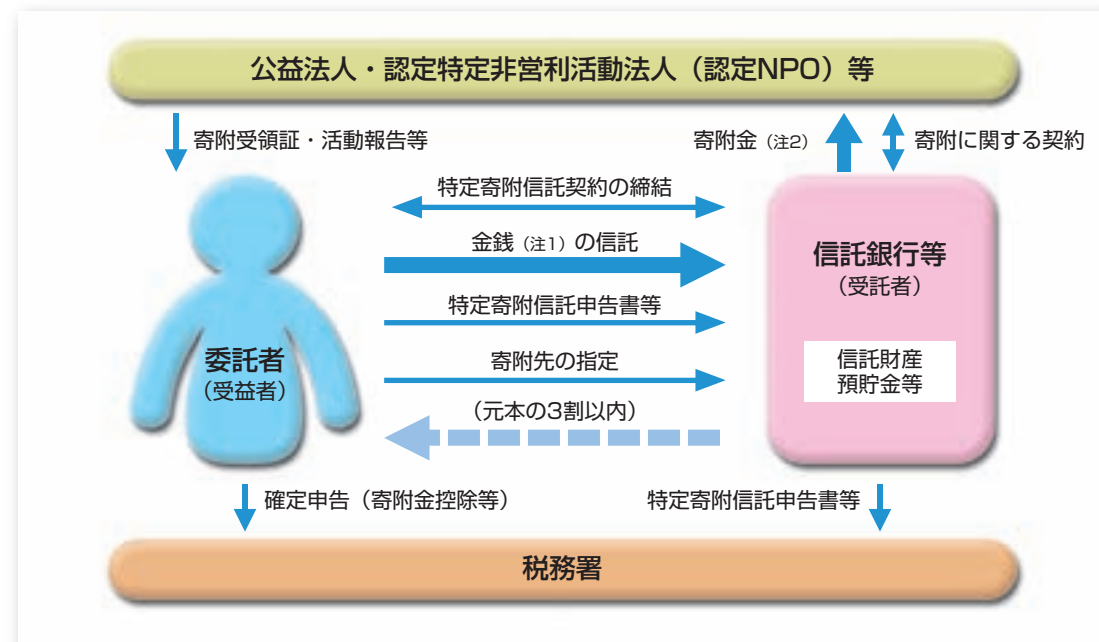
▶ 特定寄附信託

特定寄附信託は、信託された金銭を運用収益とともに、信託銀行等と契約した公益法人等（公益法人や認定特定非営利法人（認定 NPO）等）のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に寄附し、公益のために活用する信託です。

委託者である寄附者が寄附する公益法人等を指定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができるという特徴があります。

また、寄附者が寄附金控除等を受けられるほか、運用収益が非課税になるといった税制上の優遇措置もあります。

● 特定寄附信託の仕組み



（注）1. 信託できる財産は、金銭に限られております。
2. 運用収益の全額が、元本とともに寄附金に充てられます。

▶ 特定贈与信託

特定贈与信託は、特別障害者（重度の心身障がい者）の生活の安定を図ることを目的として、その親族や篤志家等が信託銀行等に金銭等の財産を信託するものです。

信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特別障害者の生活費や医療費等に充てるため、信託財産の一部から定期的に金銭により支払います。

この信託を利用すると、6千万円を限度に贈与税が非課税となります。

なお、受託件数は 1,017 件、受託残高は 232 億円（平成 24 年 3 月末現在）となっています。

特定寄附信託の創設の背景

特定寄附信託は、信託を通じた寄附を促進し、より一層の公益活動を促す観点から、平成23年度税制改正において新たに創設された寄附の制度です。
「どこに寄附したらよいかわからない」、「寄附金がきちんと使われたのか確認したい」というニーズに応えるため、米国のブランド・ギビング信託制度を参考に、信託を活用した新たな寄附の仕組みとして導入され、公益のために活用されています。

5 信託業界・協会を巡る動向

1 主な出来事

▶ 税制改正要望

＜平成 24 年度税制改正要望＞

信託協会では、平成 23 年 7 月に、次の主要要望項目をはじめとする「平成 24 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

【主要要望項目】

- 東日本大震災からの復興支援に資する信託活用のための税制措置
(1) 国や地方自治体による国・公有地の土地信託に係る登録免許税・固定資産税・不動産取得税等を非課税とすること。
(2) 特定寄附信託（日本版プランド・ギビング信託）制度について、所要の拡充措置を講じること。
(3) 被災地復興に向けたファイナンスに伴い活用される担保権信託（セキュリティ・トラスト）における、抵当権等の信託登記および登録に係る登録免許税を非課税とすること。
- 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃
企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

その結果、平成 24 年度税制改正大綱において、主要要望項目については、地方自治体による公有地の土地信託に係る登録免許税の非課税措置について、一部措置することとされました。このほか、受益者等課税信託の振替公社債の利子等の非課税制度について拡充することとされました。

＜平成 25 年度税制改正要望＞

信託協会では、平成 24 年 6 月に、次の主要要望項目をはじめとする「平成 25 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

【主要要望項目】

- 次世代の教育をサポートするための信託に係る贈与税の特例措置
祖父母等が孫等の教育資金を贈与する目的のために設定した信託について、贈与税の課税繰延など、所要の措置を講じること。
- 特別障害者扶養信託（特定贈与信託）に係る税制措置の拡充
特別障害者扶養信託について、対象となる受益者を一般障害者に拡充するなどの措置を講じること。また、新信託法や現行の信託税制と平仄を合わせる観点から、所要の税制措置を講じること。
- 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃
企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

後見制度

後見制度には、成年後見制度と未成年後見制度とがあります。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ご本人）について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

未成年後見制度とは、両親が亡くなるなど未成年者（ご本人）の親権者がいなくなった場合に、ご本人の権利を守る援助者（未成年後見人）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

後見制度支援信託の取扱開始の背景

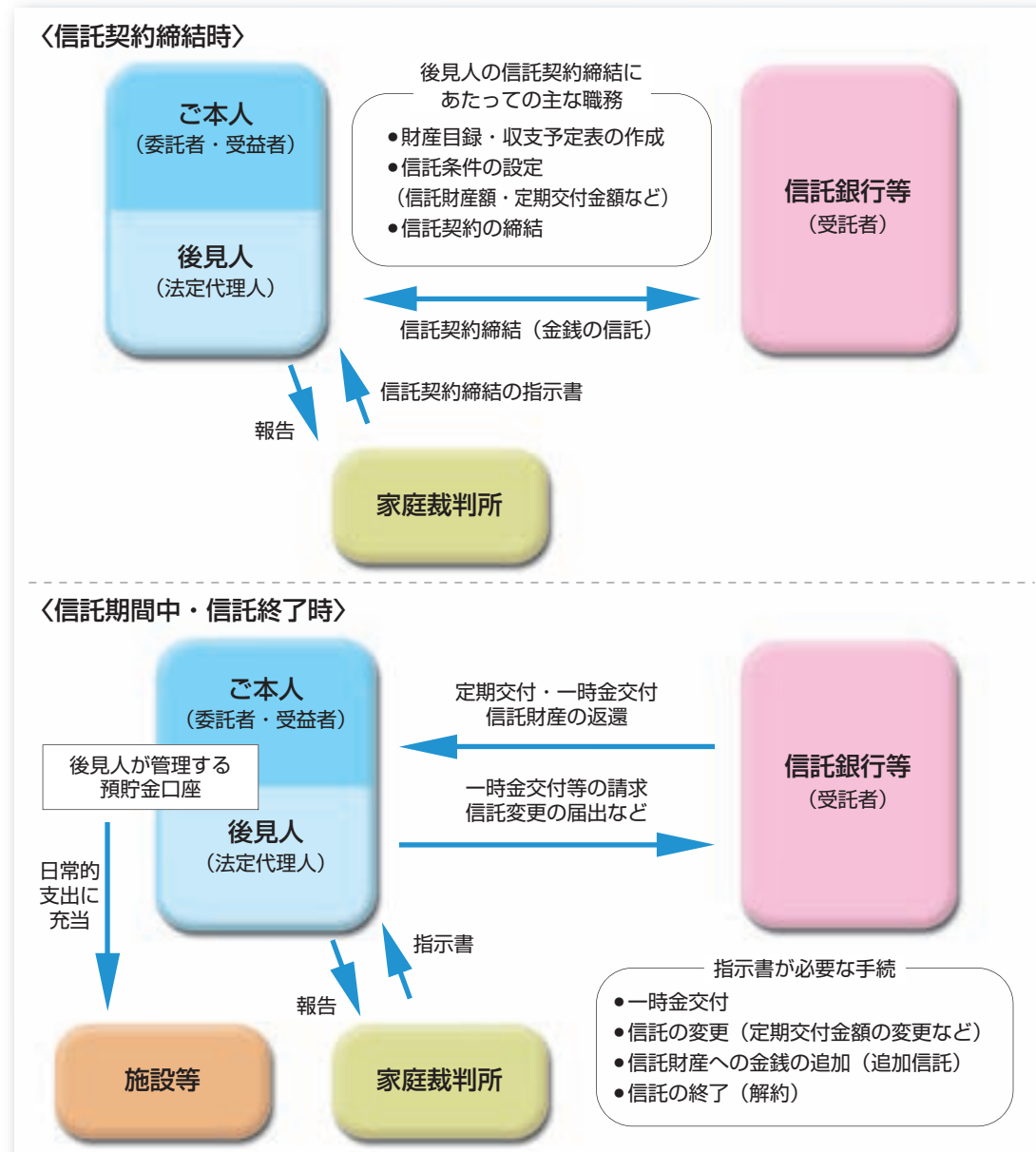
成年後見開始事件数は高齢化の進展や介護保険制度の導入とあいまって急増しており、平成22年の開始事件数は約3万件と、制度開始当初（平成12年）の4倍超となっています。他方で、件数の増加に伴って、不正事例が発生していることも踏まえて、本人の財産の管理・保護のあり方を含め、適切な後見事務を確保するために信託を利用することができないかという問題意識から、最高裁判所事務総局家庭局の提案で、後見制度における信託制度の活用について法務省民事局および信託協会の三者で勉強会を開催し、信託制度の機能を活用して後見制度を財産管理面で支援するものとして「後見制度支援信託」の仕組みを取りまとめました。

▶ 後見制度支援信託

後見制度支援信託は、後見制度をご本人の財産管理面でバックアップするための信託です。この仕組みでは、ご本人が金銭を信託銀行等に信託し、信託された金銭の中から後見人が管理する預貯金口座に対して、ご本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全にご本人の預貯金などを保全することができます。

● 後見制度支援信託の仕組み



▶ **規制・制度の改革に関する提案**

信託協会では、平成 23 年 10 月、政府において実施された「国民の声」の集中受付に対応して、①信託機能の活用の一層の促進に資する 17 項目、②利便性が高く、安定した企業年金制度の構築に資する 7 項目（合計 24 項目）の要望からなる「規制・制度の改革に関する提案」を取りまとめ、内閣府行政刷新会議事務局に提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行いました。

その結果、「従業員・退職者を受益者とする自社株保有スキーム（いわゆる日本版 ESOP）における受益者確定時の本人確認免除」について措置されました。また、「確定給付企業年金における規約の承認・認可手続きの緩和」について一部措置されました。

また、「東日本大震災からの復興に資する規制緩和要望」（平成 23 年 6 月提出）について、総務省をはじめ関係各方面に要望活動を行ってきた結果、「地方公共団体が公共施設整備を主たる目的として土地信託を行うことを可能とすること」については、一定の条件が付されたものの、公共施設整備を主目的として土地信託を行うことを認める総務副大臣通知が平成 24 年 5 月 1 日に出状されました。

▶ **「確定拠出年金（企業型）の統計概況」を発表**

平成 13 年 10 月に確定拠出年金法が施行されてから約 10 年が経過しました。この間、確定拠出年金制度（企業型）の加入者数は順調に増え、平成 24 年 3 月末には 400 万人を突破しました。

これを機に、信託協会では、運営管理機関連絡協議会および生命保険協会とともに「確定拠出年金（企業型）の統計概況」（平成 24 年 3 月末現在、速報値）を平成 24 年 5 月に発表しました。

■ **確定拠出年金（企業型）の統計概況**（平成24年3月末現在、速報値）

	規約数		資産額（時価）		加入者数	
	（件）	対前年比増減率（%）	（億円）	対前年比増減率（%）	（万人）	対前年比増減率（%）
確定拠出年金（企業型）	4,136	15.1%	59,763	19.9%	423	13.6%

▶ **リーフレット「特定寄附信託」、「後見制度支援信託」の発行**

信託協会では、公益法人等への寄附を仲介する「特定寄附信託」、および後見制度をご本人の財産管理面でバックアップさせていただく「後見制度支援信託」の取扱いが開始されたことに伴い、リーフレットを発行しました。

「特定寄附信託」のリーフレットでは、その仕組みや税制などの制度概要を、また、「後見制度支援信託」のリーフレットでは、その仕組みや利用するメリットなどの制度概要を Q&A 形式で紹介しています。

ご希望の方には、当協会 HP の「刊行物・DVD」のコーナーからお申込みいただければ、無料で配布しています。



■ **第87回 信託大会の開催**



信託協会は、平成 24 年 4 月 16 日、経団連会館において、第 87 回信託大会を開催しました。

はじめに、北村邦太郎信託協会会長（三井住友トラスト・ホールディングス取締役社長）から「信託機能の一層の活用による経済・社会への貢献」および「信託の健全かつ着実な発展へ向けて」について所信を述べた後、自見庄三郎金融担当大臣、白川方明日本銀行総裁からそれぞれご挨拶をいただきました。

また、中里 実東京大学大学院法学政治学研究科教授による「経済社会の変化に対応した信託税制の構築に向けて」と題する講演を実施しました。

2 信託業界のあゆみ

	年 月	事 項
大 正	8年 2月	任意団体「信託会社協会」設立
	12年 1月	信託法・信託業法施行（大正11年4月公布） 信託会社協会は関西信託協会と合併し、「信託協会」と改称
	12年 12月	旧信託会社（5社）に対し信託業法による信託業の初免許
	15年 1月	「社団法人信託協会」創立
昭 和	4年 5月	信託業法の一部改正施行により「財産に関する遺言の執行」および「会計の検査」の両業務追加
	18年 5月	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等二関スル法律施行
	26年 6月	証券投資信託法施行
	27年 6月	貸付信託法施行
	29年 10月	大蔵省が銀行・信託の分離方針を決定
	31年 11月	動産設備信託の取扱開始
	33年 11月	証券代行業務の取扱開始
	37年 4月	適格退職年金信託の取扱開始（平成24年3月 適格退職年金制度の廃止）
	41年 10月	厚生年金基金信託の取扱開始
	47年 1月	財産形成信託の取扱開始
	50年 5月	特定贈与信託の取扱開始
	50年 10月	財産形成給付金信託の取扱開始
	52年 5月	公益信託の取扱開始
	53年 11月	財産形成基金信託の取扱開始
	56年 1月	信託総合口座の取扱開始
	56年 6月	貸付信託「ビッグ」の取扱開始
	57年 10月	財産形成年金信託の取扱開始
	58年 4月	信託銀行オンラインキャッシュサービス（SOCS）の稼働開始（平成2年以降他業態との提携を順次拡大）
	59年 3月	土地信託の取扱開始
	60年 12月	金銭信託「ヒット」の取扱開始（平成元年6月金銭信託「スーパーヒット」の取扱開始）
	63年 4月	財産形成住宅信託の取扱開始
平 成	3年 5月	国民年金基金信託の取扱開始
	4年 11月	実績配当型の指定金銭信託（ユニット型）の取扱開始
	5年 4月	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律施行
	5年 7月	信託代理店による信託業務の取扱開始
	5年 10月	地域金融機関本体による信託業務の取扱開始
	10年 9月	資産の流動化に関する法律施行
	10年 12月	証券会社の顧客分別金信託の取扱開始
	11年 9月	退職給付信託の取扱開始
	13年 10月	確定拠出年金法施行
	14年 2月	金融機関ノ信託業務ノ兼営等二関スル法律（兼営法）の一部改正施行（都市銀行等の信託業務の解禁等）
	14年 4月	確定給付企業年金法施行
	16年 12月	改正信託業法施行（受託可能財産の範囲の拡大、信託業の担い手の拡大等）
	19年 9月	改正信託法・信託業法施行 （受託者の義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備、新しい類型の信託の創設等）
		金融商品取引法施行
	23年 10月	「一般社団法人信託協会」と改称
	24年 1月	特定寄附信託の取扱開始
	24年 2月	後見制度支援信託の取扱開始

3 信託業界の動き

	年 月 日	事 項
平成23年	9月 22日	信託協会、「平成23年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等に関する意見」を金融庁に提出
	10月 1日	オリックス信託銀行、オリックス銀行に商号変更
	10月 3日	信託協会、新たな公益法人制度に対応するため一般社団法人へ移行し、「一般社団法人信託協会」と改称
	10月 11日	信託協会、規制・制度の改革に関する提案を取りまとめ、内閣府行政刷新会議国民の声担当室に提出
	12月 15日	信託協会、「信託の受託概況（平成23年9月末現在）」を発表
平成24年	〃	信託協会、平成23年度信託研究奨励金の贈呈を決定



平成23年度信託研究奨励金贈呈式(平成24年1月13日)

6 信託協会の概要

1 目的および事業

信託制度の発達を図り公共の利益を増進することを目的として、次のような事業を行っています。

- ①信託に関する調査研究および資料収集
- ②信託業務および信託事務の改善に関する調査企画
- ③関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
- ④信託の研究振興に関する企画、運営
- ⑤信託の社会的機能等に関する広報活動
- ⑥信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
- ⑦相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営等

認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体として、加盟会社の個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

2 組織

信託協会の組織としては、総会、理事会および理事会を補佐する機関として一般委員会、さらにその下に各種委員会、部会等を置いています。

事務局は、企画室、総務・業務・調査の各部のほか、個人情報保護推進室、コンプライアンス推進室、信託相談所および信託文献センターをもって組織されています。

信託協会ホームページ



信託協会ホームページには、信託にご関心のある方のために「はじめての信託」、信託をもっと知りたい方のために「もっと信託」のコーナーを設け、信託制度、信託商品等を掲載しています。

信託協会

検索

信託相談所

相談受付時間 午前9時～午後5時15分
(※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

電話 ☎ 0120-817335
☎ 03-3241-7335

【トラブル解決は「あっせん委員会」へ】

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは、信託協会ホームページをご覧ください。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile04.html>

信託文献センター

開館時間 午前9時30分～午後4時30分
(※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

3 信託協会加盟会社一覧 (平成24年7月1日現在)

社員 (4社)

- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
- 三菱UFJ信託銀行株式会社
- みずほ信託銀行株式会社
- 株式会社 りそな銀行

準社員 (47社)

- ニューヨークメロン信託銀行株式会社
- ソシエテジェネラル信託銀行株式会社
- 株式会社 しんきん信託銀行
- 農中信託銀行株式会社
- 日証金信託銀行株式会社
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- オリックス銀行株式会社
- 株式会社 琉球銀行
- 株式会社 静岡銀行
- 株式会社 八十二銀行
- 株式会社 広島銀行
- 株式会社 伊予銀行
- 株式会社 群馬銀行
- 株式会社 阿波銀行
- 株式会社 佐賀銀行
- 株式会社 肥後銀行
- 株式会社 四国銀行
- 株式会社 千葉銀行
- 神奈川県信用農業協同組合連合会
- DB 信託株式会社
- トランスバリュー信託株式会社
- スターツ信託株式会社
- 株式会社 日本エスクロー信託
- ファースト信託株式会社
- ステート・ストリート信託銀行株式会社
- 野村信託銀行株式会社
- あおぞら信託銀行株式会社
- 新生信託銀行株式会社
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資産管理サービス信託銀行株式会社
- 株式会社 三井住友銀行
- 株式会社 沖縄銀行
- 株式会社 常陽銀行
- 株式会社 中国銀行
- 株式会社 百十四銀行
- 株式会社 福岡銀行
- 株式会社 西日本シティ銀行
- スルガ銀行株式会社
- 株式会社 山口銀行
- 株式会社 東邦銀行
- 株式会社 新銀行東京
- 株式会社 整理回収機構
- 日立キャピタル信託株式会社
- 株式会社 朝日信託
- ロンバー・オディエ信託株式会社
- ベルニナ信託株式会社
- サーバントラスト信託株式会社